

小笠教育研究協会運営規約

第1章 総則

第1条 本協会は、小笠教育研究協会という。

第2条 本協会は、事務局を小笠教育会館に置く。

第3条 本協会は、一般社団法人小笠教育会館会員の資質向上を図るとともに、児童生徒の健全な育成を目指し、小笠の教育振興に寄与する。

第4条 本協会は、一般社団法人小笠教育会館の会員である小中学校教職員をもって構成する。

第2章 事業

第5条 本協会は、第3条の目的を達成するために、一般社団法人小笠教育会館定款第4条にある(1)、(2)、(9)の次の事業をおこなう。

- (1) 教育に関する研究会、懇談会、諸会議の開催
- (2) 教育に関する調査研究
- (9) その他その目的を達成するに必要な事業

第3章 機関

第6条 本協会は、次の機関を置く。

- 1 教育研究協議会
- 2 運営委員会
- 3 本部会
- 4 研究部
- 5 事業部
- 6 教育研究代表者会

第7条 教育研究協議会は、本協会の最高運営機関であって、年1回以上招集する。ただし、会長が必要と認めた場合は、会長がこれを臨時に招集する。教育研究協議会は、各校の代表（校長1名、教職員代表1名）によって構成することを原則とし、次の事項を取り扱う。

- 1 運営方針および事業計画について
- 2 予算・決算に関する件
- 3 役員の選任
- 4 規約の改正
- 5 その他必要な事項

第8条 運営委員会は、会長、副会長、幹事、書記、研究部・事業部の各代表並びに校長会代表、教頭会代表各1名をもって構成し、次の事項をおこなう。

- 1 教育研究協議会に関する事項および各種案の企画・立案
- 2 教育研究協議会決定事項の処理
- 3 幹事の推薦
- 4 その他緊急事項の処理

第9条 本学会は、会長、副会長、幹事、書記をもって構成し、次の事項をおこなう。

- 1 協会事務の執行
- 2 教育研究協議会及び運営委員会、教育研究代表者会に関する事項及び各種案の企画・立案
- 3 教育研究協議会及び運営委員会決定事項の処理
- 4 その他緊急事項の処理

第10条 研究部には、研究部Ⅰ、研究部Ⅱを置く。研究部Ⅰは、正副部長、主任研究委員、研究委員を、研究部Ⅱは、正副部長、研究委員をもって構成する。研究部は、目的を同じくする各種の教育関係機関や教育関係団体との連携を図り、継続的・計画的に研究を進める。正副部長、主任研究委員、研究委員については、別に定める。

1 研究部Ⅰ

国語教育研究部、社会科教育研究部、数学教育研究部、理科教育研究部、音楽教育研究部、美術教育研究部、保健体育教育研究部、技術・家庭科教育研究部、小学校家庭科教育研究部、英語教育研究部、生活科・総合的な学習研究部、特別活動研究部、道徳教育研究部

2 研究部Ⅱ

生徒指導研究部、書写教育研究部、学校図書館研究部、学校保健研究部、学校事務研究部、特別支援教育研究部、情報教育研究部、学校給食研究部

第11条 事業部には、編集部を置き、文化事業推進に関することに主体をおいて、これを行う。部長、編集長、編集委員については、別に定める。ただし、編集部は令和3年度から小笠の文集の作成中止のため、部長のみを置き、協会副会長がこれを兼ねる。

第12条 教育研究代表者会は、会長、副会長、幹事、書記、研究部及び事業部の各部長・副部長をもって構成し、次の事項をおこなう。

- 1 研究推進、事業推進の執行
- 2 研究部・事業部に関する事項及び各種案の企画・立案
- 3 教育研究協議会及び運営委員会決定事項の処理
- 4 その他緊急事項の処理

第4章 役員

第13条 本協会は、次の役員を置く。

- 1 会長
- 2 副会長（3名）
- 3 幹事（1名）
- 4 書記（1名）
- 5 運営委員
- 6 正副部長

第14条 会長は本協会を代表し、事業を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。

第15条 幹事は教職員中より会長が委嘱し、会長の命を受けて本協会の業務を執行する。

第16条 役員任期は1か年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員任期は前任者残任期間とする。

附 則

~~1~~ PTA助成金は、児童・生徒1名年間30円とし、定められた期日までに納入する。

~~2~~ 1 この規約は、平成16年4月1日より施行する。

~~3~~ 2 この規約は、平成22年4月1日より一部改正して施行する。

~~4~~ 3 この規約は、平成24年4月1日より一部改正して施行する。

~~5~~ 4 この規約は、平成25年4月1日より一部改正して施行する。

~~6~~ 5 この規約は、平成31年4月1日より一部改正して施行する。

~~7~~ 6 この規約は、令和3年4月1日より一部改正して施行する。

~~8~~ 7 この規約は、令和4年4月1日より一部改正して施行する。

内 規

1 研究部

- (1) 部長は各部を代表し、事業を統括し、小笠の教育力の向上に努める。
- (2) 副部長は、部長を補佐し、主任研究委員、研究委員の研究活動を支援する。
- (3) 主任研究委員は、小笠の教科・領域のリーダーとして自覚を持ち、長期的展望に立ち、課題の明確化、さらにその克服のための研究活動の推進役となる。
- (4) 研究委員は、推進役としての自覚を持ち、それぞれの教科・領域等の研究活動を推進する。
- (5) 副部長は、主任研究委員を兼務することができる。
- (6) 正副部長、主任研究委員、研究委員の任期は設けない。
- (7) 正副部長、主任研究委員、研究委員は、一斉研究報告会の準備・運営だけでなく、それぞれの教科・領域等における研究活動の推進役となる。

2 事業部

- (1) 部長は各部を代表し、事業を統括し、文化事業の推進に努める。令和3年度より部長のみを置く。